

「時の経過」を踏まえた判断の事例について

○行政改革委員会行政情報公開部会における議論

【第 48 回部会（平成 8 年 7 月 26 日）議事録より】

角田禮次郎部会長）もう一つ、限時的公開とかいう考え方もあるわけだが、その限時的公開というのは、さきほど成田委員も指摘したのだが、例えば、外国のように秘密を指定して、その秘密を情報公開法の中で非公開事項として取り入れるとか、あるいはそうでないとしても事項的な決め方をしている場合は、ある時期になったら公開するという限時的公開の制度が結びつくわけである。ところが、我が情報公開法というのは定性的になっているから、請求があったその都度、支障があるかどうかを判断することになるわけだから、そういう意味では固定していない。毎日、今日は非公開でも来月は公開されるかもしれない。だから常に請求時点における勝負であるという意味から見れば固定していないわけだから、30 年経ったら非公開事項は全て公開するのだという考え方にそもそもなじまないのではないかという気がする。

もう一つ言えば、そういう制度を採っていても、30 年経ったら 100%公開するというわけではなくて、やはりその時に公開・非公開を判断して、非公開にすべきものは非公開にするというような規定も入っているようだから、そういう意味では私は限時的公開の規定はあまり意味がないのではないかという気がしている。

ただもう一つ言えば、今のは一般論で、歴史的研究の対象になるような文書という概念がもう一つあるわけであるが、そういうものは普通の文書ではなくて、まさに歴史的研究の対象になる文書だから、それは公文書館とか外交史料館に送って、そちらの方の公開の問題として考えるべき問題ではないかと思う。（後略）

○諸外国における運用例

①イギリス

「閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する調査報告書」（平成 24 年 12 月）現地ヒアリング概要より抜粋

- ・公記録法は、情報が物理的に置かれる場所を規定する。これに対して、情報自由法は、閣議に関する文書を他の文書と同様に規律し、一定の場合になぜ公開されえないかも規律する。作成後 30 年経過する前であれば、内閣府に閣議文書がある段階で公開を

拒否することが可能である。それが情報自由法 35 条による除外であり、連帯責任の原則を守り大臣間の自由な意見交換を確保するためである。国民の中にはこれを不服として申し立てる場合があるが、この場合は、情報コミッショナーが開示の可否を判断する。情報コミッショナーによる裁決で開示と判断されたにもかかわらず、政府が拒否権を発動した事例がこれまでに 3 度ある。このうち、2 度が閣議に関するものである。

- ・ 一定の情報、たとえば、個人情報、国家安全保障情報は非公開の扱いを受ける。国民は、情報自由法の下で開示請求を行うことができるが、その場合、各省は、内閣府に公開の可否を照会する。そこで、たとえ非公開との決定がなされたとしても、それは時限的な措置にすぎない。
- ・ 移管までの期間を 30 年から 20 年に短縮することについては、2013 年 1 月から 10 年間で段階的に進められる予定である。

② ドイツ

i) 「閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する調査報告書」 (平成 24 年 12 月) 現地ヒアリング概要より抜粋

- ・ [閣議録は] 基本的に 30 年後に公開しなければならないが、公開を拒否できるための事由はあるかどうかの議論をすることだ。次に、「30 年より前に公表されることはあるか？」という質問に対しては、原則としては「ない」、という答えになる。あるとすれば、連邦議会や報道から申請がされて検討して・・・ということはあるかもしれないが、基本的にはない。

ii) バイエルン州公文書館法 (1989 年 12 月 22 日制定)

第 10 条 (州公文書館の利用)

(1) 州公文書館において保存される記録資料は、次項以下に規定する基準及び利用規則に則り、官庁、裁判所、その他の公的機関、自然人及び法人が利用の申し込みをすることによって、これを使用することができる。

(2) 州公文書館において保存される記録資料は、目的が正当と認められ、かつ保護期間に反しない限りにおいて、これを利用することができる。目的の正当性は、利用が公務目的、学術目的、郷土研究目的、家族史作成目的、法的目的、教育目的又は出版目的及び正当な個人利益の擁護を実現するときには、特にこれを認めるものとする。以下の場合には、その限りにおいて利用許可は拒否され又は条件が付される。

- 1 ドイツ連邦共和国又はその各州の利益が損なわれると想定する理由がある場合。

- 2 当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとなっていると想定する理由がある場合。
- 3 秘密保持が要請されていることを理由とする場合。
- 4 記録資料の保存状態が損なわれる場合。
- 5 不当な行政上の経費が必要となると見込まれる場合。

(3) 法規により、又は第 4 項の規準に則って別に定めない限り、その作成に当たって公表すべきものと定められている文書を除く記録資料は、その作成から 30 年を経過するまでは利用対象から除外される。自然人に関連する記録資料(個人関係記録資料)は、当事者の死亡の後 10 年を経過してから利用することができる。死亡の日が明らかでなく、又は〔死亡の日を〕確定するために不当な経費が必要とされる場合は、保護期間は当事者の誕生の後 90 年を経過したときに終了する。 (後略)

(4) 法規が別の定めをせず、かつ当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとなっていないときは、引渡し機関〔州の全ての官庁・裁判所及びその他の公的官署〕の同意を得て、利用の場合ごとに又は記録資料のグループについて、保護期間を短縮することができる。個人関係記録資料については、保護期間の短縮は、当事者がそれを承諾している場合又は企図されている学術上の目的の達成、現在する立証困難の除去及び引渡し機関若しくは第三者の大多数の利益のために存在するその他の理由に必須とされる場合であって、当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとならないことが確認されているときに限り、認められる。保護期間は、公の利益が存するときは、引渡し官庁の同意を得て最長で 30 年間延長することができる。

第 11 条 (保護権)

- (1) 当事者の開示請求に関するデータ保護法令の規定は、この法律により影響を受けない。〔当該データの〕開示機関に対しては、公文書館は記録の閲覧を許可することができる。
- (2) 当事者による法に基づく訂正請求は、訂正の対象となる記録部分の周囲に正しい記述を補記する方法によって実施するものとする。それが不可能であるときは、記録には特にその旨を示す印を付さなければならない。
- (3) 当事者は、誤った事実が維持されることによって侵害を被るおそれがあることを証明したときは、当該個人に関する記録に反論を付記することを請求することができる。但し、法的確定力のある裁判所の判決若しくは拘束力のある官庁の裁断に含まれている確定事項については、これを適用しない。当事者本人の死亡の後には、反論の

付記はそれを主張する正当な利益を有する承断人若しくは配偶者、子及び親がこれを請求することができる。

(4) 公文書館への引渡しの時点までに、引渡し機関において廃棄されているべきであった書類は、廃棄されなければならない。他の規定による廃棄義務が公文書館への引渡し後になってから生じたときは、書類は廃棄されてはならない。この書類は、作成の後 60 年を経過するまでは、利用することが当事者の利益に資すると認められるとき又は当事者の承諾があったときに限り、利用することができる。

※訳文は上代庸平編『アーカイブズ学要論』（尚学社、2014 年）資料編 外国の法令Ⅱ ドイツ（上代庸平訳）を参照。

③ フランス

永野晴康「フランス文書保存制度の諸相—2008 年法律による公文書保護制度を中心に」（抄）
（※）

3. 閲覧制度

3.2 閲覧と期間

2008 年法律は、公文書の自由閲覧原則を定めている。しかし、文書の性質によっては、この原則に服させることで、特定の個人や国家や不利益を生じさせるものも存在する。そこで、L213-2 条第 I 段は、文書の性質を考慮した上で、時の経過との関係からこの原則に対する例外制度を設けた。その期間は、25 年、50 年、75 年、100 年という 4 つの期間に限定されている。ただし、この期間は、法が文書担当行政に対し、閲覧禁止を絶対的に義務付けているものではない。後述するように、閲覧が禁止される期間であっても、例外的に閲覧が認められる場合が存在する。このようなものとして、閲覧請求者へ個別的に閲覧が認められる場合と一般的に閲覧が認められる場合の 2 つの場合が存在する。

(1) 25 年での閲覧可能な場合

文書の日付又は全体として一体的な書類の中に含まれる最新の文書の日付から 25 年で公開可能となるものにつき、L213-2 第 I 段 1 号が規定している。

1 号 a)によれば、閲覧させることが、政府及び執行権に属する責任ある当局の審議の秘密、対外関係の遂行、通貨及び予算、商工業に関する秘密、税務及び関税違反の権限ある部局による調査、統計に関する秘密を侵害する文書が、この 25 年での公開の対象となる。ただし、後述の第 4 号及び第 5 号で規定された私的な事実や行為と関係を有する質問事項によって収集されたデータが問題となっている場合を除く。

私的な事実や行為に関する情報は、強い保護の対象となるが、それが未成年である場合には、いっそう強い保護の対象となっている。

1号b)によれば、1978年1月17日の法律78-753号第6条I段1号で規定された文書は、同様に、25年での公開の対象となる。すなわち、行政文書公開法の不開示事由に該当する文書である。ただし、これらの文書が、その内容を理由に、本条I段の3号又は4号の適用領域に該当する場合、1人又は複数のために行なわれた役務の提供の契約の枠組みにおいて作成された文書は除かれる。

このように、行政文書公開法の不開示事由が、公文書の閲覧制度と密接に関連している制度となっており、行政文書公開法の不開示事由は、原則として25年の期間で閲覧が可能となっている。

同条2号は、医療の秘密に関する文書について規定している。この条文は、閲覧が可能となる期間として25年という数字を挙げているが、1号と比べてその期間の起算方法に特色がある。閲覧させることが医療の秘密を侵害する文書について、関係人の死亡の日付から25年で公開可能となる。ただし、死亡の日付が分からない場合を考慮して、死亡日が判明しない場合、当該人物の出生の日から120年の期間の経過により閲覧が可能となる。

(2) 50年で閲覧可能な場合

同条3号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から50年で公開可能となる文書を定めている。そのような文書とは、閲覧させることが国防の秘密、対外政策の遂行における国家の基本的利益、国家の安全保障、公的安全、個人の安全又は私的生活の保護を侵害する文書である。ただし、後述する4号及び5号に規定された文書は除かれる。

この50年の期間は、名前の特定される自然人若しくは容易に識別可能な自然人についての価値の評価や判断に関わる文書又は人物に損害をもたらすおそれのある条件における人物の行為を明らかにする文書に適用される。さらに、この50年の期間は、人々の拘禁のために使用された建造物等に関する文書についても適用される。

(3) 75年で閲覧可能な場合

同条4号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から75年で公開となる文書を規定している。それには、5つの場合が存在する。すなわち、a)閲覧させることが統計に関する秘密に侵害をもたらす文書について、私的な事実及び行為と関係を有する質問書によって収集された情報が問題となる場合。b)司法警察の部局によって実施された調査に関する文書。c)裁判所に提起された事件に関する文書。ただし、判決及び裁判の決定の執行に関する特別な規定のある場合を除く。d)裁判所付属吏の正本及び帳簿類。e)民事的身分の出生及び婚姻の登録。この場合、その登録の完結から期間が進行する。

これらの5つの場合において、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から25年の期間が経過すると、前述の75年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から25年の期間で閲覧が可能となる。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。

(4) 100年で閲覧可能な場合

同条5号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から100年で公開となる文書を規定している。

5号1項によれば、4号に該当する文書であって、それが、なおかつ未成年に関するものである場合である。すなわち、本来75年の期間が適用される4号該当文書につき、成年に関わる文書であれば、閲覧が可能となる期間が100年に延長されている。ただし、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から25年の期間が経過すると、前述の100年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から25年の期間が適用される。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。未成年の人権に関しては、このように強い保護の対象となっている。

同様に、国防の秘密に該当し又は該当していた文書であって、その公開によって名前の特定される人物又は容易に識別可能な人物の安全に侵害をもたらす性質の文書は、100年の期間の経過で閲覧可能になる。

国防の秘密に関しては、同条3号により50年の期間と規定されているが、公開することによって特定の個人に危険が及ぶことを防止するために、閲覧可能となる期間が延長されている。

最後に、閲覧させることが個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁判の決定の執行に関して、特別な規定の場合を除いて、司法警察部局によって実施された調査、裁判所に提起された事件に関する文書についても同様に、100年で閲覧可能となる。

(5) 閲覧不可能な場合

以上、一定の期間の経過によって閲覧が可能となる文書について取り上げてきた。しかし、文化遺産法典は、一定の時の経過によっても閲覧可能とならない特殊な文書についての規定を用意している。すなわち、核兵器など国家の防衛、国家の安全保障上、極めて重大な利益に関わる文書については、時の経過とは関係なく閲覧が禁止される。いわゆる大量破壊兵器 (*armes de destruction massive*) に関する文書について、特別な扱いが用意されている。

L213-2条II段が明示しているものとして、まず、「核兵器、生物兵器、化学兵器 (*des armes nucléaires, biologiques, chimiques*)」がある。同様に、これらの兵器と「同水準の直接的又は間接的破壊効果を有するその他のあらゆる兵器 (*toutes autres armes ayant des effets directs ou indirects de destruction d'un niveau analogue*)」についても、この条文が規定するところである。これらの兵器を「構想し、製造し、利用し又は設

置することを可能にする情報の普及をもたらすおそれがある公文書」は、時の経過と関係なく、閲覧不可能な文書となる。

(6) 法定期間の例外

閲覧に関して、前述した 25 年から 100 年の期間の経過が要求されている場合であっても、例外的に閲覧の可能な場合が存在する。それは、閲覧請求に由来する個別的な場合と、閲覧請求に由来しない一般的な場合である。

L213-3 条 I 段は、閲覧請求のある個別的な場合に、閲覧が可能な場合を規定する。閲覧の請求が行われた場合、文書担当行政は例外的に当該請求人にのみ文書の閲覧を許可することができる。ただし、閲覧の許可が申請者に認められるのは、これらの文書の閲覧に係る利益が、法律上保護が意図された利益への過剰な侵害をもたらさない場合に限定される。すなわち、当該文書の閲覧についての利益と法が保護を意図した利益とを比較した上で、当該文書の閲覧請求を認めるか否かが判断される。この例外的な閲覧の許可は、文書を移管した行政庁の合意の後に、文書担当行政によって認められる。ただし、公証人の正本及び帳簿類に関して、公証人会の組織を含んでいる共和暦 11 年ヴァントーズ（風月）25 日の法律（loi du 25 ventôse an XI contenant organisation du notariat）の第 23 条の規定を別とする。

閲覧請求への応答時期は、同条第 2 項によれば、申請の登録から 2 ヶ月を超えることはできない。

一方、個別の閲覧請求のない場合であっても、法定期間満了前に、公文書の閲覧を可能とする制度がある。L213-3 条 II 段は、閲覧請求のない場合であっても閲覧が可能な場合を規定する。文書担当行政は、同様に、文書を移管した行政庁の合意の後に、公文書の一体の書類又はその書類の一部の事前の公開を決定することができる。

(7) 協定

文化遺産法典は、公文書の閲覧制度につき、共和国大統領や首相が、移管公文書の取扱や保存、閲覧等の条件につき、自らの意思を反映できる制度を用意している。すなわち、L213-4 条 1 項によれば、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来する公文書の移管は、前述の L213-2 条で法定された期間、移管者と文書担当行政との間で、協定（protocole）の署名が伴われることができる。この協定は、移管される一体の書類の取扱、保存、活用又は閲覧の条件に関するものである。また、この文書は、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来するものに限定されない。同条第 2 項によれば、この協定の規定が、同様に、署名者である共和国大統領、首相、その他の政府の構成員の協力者に由来する公文書にも適用されることができる。さらに、同条第 3 項によれば、L213-3 条の適用に関して、一体の書類の事前の閲覧や公開を許可するために要求される移管者の合意は、協定の署名者によって与えられる。同条 4 項によれば、この協定の効果は、署名

者の死亡の場合に消滅する。また、協定の効果は、前述の 25 年から 100 年の法定の期間の満了によって消滅する。最後に、同条 5 項によれば、文書に関する 2008 年の法律の公布に先立って移管された公文書は、その当時署名された協定によって規律され続ける。しかしながら、署名当局によって選任された受任者に関するこれらの協定の条項は、署名者の死亡後 25 年で適用を終了する。

※出典：『城西情報科学研究』20(1)、2010年3月

**公文書管理法施行後の個人情報の公開基準(独立行政法人国立公文書館における
公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準)(抄)**

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の 期間(目 安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超え る適切 な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

不服審査分科会におけるこれまでの諮問・答申状況

- 公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会においては、これまで4事例(10件)の諮問(国立公文書館・宮内公文書館)があり、9件の答申を交付(1件については申立ての取り下げにより答申に至らず)

【平成23年度】諮問庁：独立行政法人国立公文書館

「原子力発電検査基盤整備事業」の一部利用決定に関する件 ほか2件(答申第1～3号)
概要：平成12～15年度において経産省が行った委託事業に係る予算執行、実績報告等を綴った文書
⇒ 利用を制限する理由の付記に不備があったことから、取り消しの上、既に存在しない法人の印影等について、利用に供すべき旨を付言した

【平成24年度】諮問庁：宮内庁長官

「侍従職「業務日誌」昭和33年」の利用請求に関する件(答申第1号)
概要：本来は内親王殿下のお手許文書として、皇室に帰属するものであるが、宮内庁書陵部が保有し、利用に供していた文書を、法施行前に「本来の場所にお戻した」もの
⇒ 利用請求された文書が皇室の私的な文書として、請求の時点で当該施設が保有しておらず、法の定めに従い、目録に記載のない文書の利用請求に対して利用することができない旨の決定をした原処分は妥当であった

【平成25年度】諮問庁：独立行政法人国立公文書館

①「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊)」の一部利用決定に関する件(答申第1号)
②「経済協力・韓国26・日韓請求権問題参考資料(第2分冊)」の一部利用決定に関する件(取り下げ)
概要：昭和38年に日韓請求権交渉上の要求項目について、参加した大蔵省の職員が作成した部内検討資料
⇒ 現用文書の開示又は同館が既に公開している情報、他の記載内容からその内容が明らかになる情報は、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれ、若しくは韓国との関係において、今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあるためと移管元行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められなかった

【平成26年度】諮問庁：独立行政法人国立公文書館

「日本経済短期大学(昭和45.8～昭和60.4)」の一部利用決定に関する件 ほか3件(答申第1～4号)
概要：学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めたために提出した書類を決定文書とともに綴ったもの
⇒ 大学等の教員としての教育研究活動に係る個人に関する情報の取扱い、さらに、個人の死亡などによる時の経過等を踏まえ、一部の情報について利用に供すべきとした

国立公文書館等の一覧

(平成 28 年 4 月 1 日予定)

- 公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号の規定に基づく国立公文書館等【1施設】

施設 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立公文書館	東京都千代田区北の丸公園 3-2

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第一号の規定に基づき国立公文書館等として宮内庁長官が指定した施設【1施設】

施設 の 名 称	所 在 地
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館	東京都千代田区千代田 1-1

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第二号の規定に基づき国立公文書館等として外務大臣が指定した施設【1施設】

施設 の 名 称	所 在 地
外務省大臣官房総務課外交史料館	東京都港区麻布台 1-5-3

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき国立公文書館等として内閣総理大臣が指定した施設【11施設】

施設 の 名 称	所 在 地
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1
国立大学法人東京大学文書館	東京都文京区本郷 7-3-1
国立大学法人東京外国語大学文書館	東京都府中市朝日町 3-1 1-1
国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室	東京都目黒区大岡山 2-1 2-1
国立大学法人名古屋大学大学文書資料室	愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人京都大学大学文書館	京都府京都市左京区吉田河原町 1 5-9

国立大学法人大阪大学アーカイブズ	大阪府箕面市栗生間谷東 8-1-1
国立大学法人神戸大学附属図書館 大学文書史料室	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1
国立大学法人広島大学文書館	広島県東広島市鏡山 1-1-1
国立大学法人九州大学大学文書館	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1
日本銀行金融研究所アーカイブ	東京都中央区日本橋本石町 1-3-1

国立公文書館等の指定に関する現状の分析と課題

- ① 国立公文書館等の指定について、必要性がないと判断されている背景
- <平成 25 年度に内閣府及び国立公文書館が実施したアンケート調査>
- ・独立行政法人・特殊法人（全 113 法人中 80 法人が回答）においては回答した法人の全てが国立公文書館等への指定を検討していない又は予定がないと回答。
 - ・国立大学法人・大学共同利用機関法人（全 83 法人）のうち、約 8 割の法人が国立公文書館等への指定を検討していない又は予定がないと回答。
 - ・その理由として、移管すべき文書がない又はわずかである、場所や施設（設備）の確保が困難、という回答が半数以上を占めている。

- <平成 26 年度に内閣府が実施した委託アンケート調査>
- ・回答があった 130 法人中、121 法人が指定を受ける必要性を感じないと回答。
 - ・その理由としては、歴史的に重要な公文書は全て国立公文書館へ移管すれば良い、歴史的に重要な公文書を保有していない、施設の利用ニーズが期待されない、歴史資料等保有施設の指定のみで充分であるから、との回答が主なもの。

- ② 歴史公文書等の移管の状況及びその背景
- ・独立行政法人等から国立公文書館への移管することとされたファイル数は、平成 23 年度 9 ファイル、平成 24 年度 131 ファイル、平成 25 年度 31 ファイル、平成 26 年度 3 ファイルと概して低調である。
 - ・他の国立公文書館等、殊に大学に設置された国立公文書館等の移管ファイル数及び移管率は下表のとおり。もちろん、移管率は文書の質の面をもカバーするものではないが、施設間でバラつきが大きく、国立公文書館に比して、当該施設側の裁量で多くの法人文書が移管されている（「歴史公文書等」と考えているものの幅が大きい）ことがうかがえる。

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
東北大学	292 (14.0%)	68 (1.6%)	243 (3.8%)	84 (2.4%)
東京大学	—	—	—	—
東京工業大学	6 (0.2%)	—	—	—
名古屋大学	476 (7.2%)	394 (6.8%)	447 (9.5%)	176 (7.6%)
京都大学	1,443 (11.3%)	3,009 (44.7%)	2,685 (26.4%)	3,159 (32.7%)
大阪大学	1,566 (11.0%)	2,954 (28.0%)	—	—
神戸大学	619 (11.7%)	448 (27.3%)	288 (14.8%)	192 (5.2%)
広島大学	1,147 (25.9%)	900 (32.8%)	657 (20.8%)	0
九州大学	36 (0.6%)	36 (0.7%)	354 (1.3%)	27 (0.5%)

単位：ファイル（％は移管率（当該年度の保存期間満了ファイル数中レコードスケジュールが移管とされた割合）。実際の移管受入は翌年度に行われる。）

東京大学及び東京工業大学は平成 27 年 4 月 1 日新規指定。

- ・制度上、国立公文書館に歴史公文書等に移管する法人からの移管が進んでいない理由としては、アンケート調査によれば、そもそも歴史的に重要な公文書を保有していない、歴史的に重要な公文書については長期の保存期間を設定している、との回答が主であるが、法人文書については何が歴史的に重要な公文書に該当するのかについて、明確な基準やガイドラインが存在しないことから、一部には公文書の重要性の判断が困難であるとの指摘もある。
- ・国立公文書館においては、法人からの問い合わせに対して専門的技術的助言を行っているが、個別的な対応に止まっている。
- ・さらに、アンケート調査によれば、多くの法人において現用文書を保存するスペースが手狭になってきており、その確保について具体的に検討する予定も立っていない。

③施設の指定に係る要件に対する認識

i) 運用面での課題

- ・施設の指定に係る要件は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインに示されているが、運用面での課題は、必ずしも法令改正を必要とするものではない。
- ・運用面での課題について、平成 26 年度にフォローアップを行った既存指定施設（5 法人）等からの意見としては、恒常的に温湿度管理を行うことができる施設や設備が（ランニングコストを含めて）確保できない、くん蒸

施設が整備できない、消火設備が整備できない、利用者対応を行うための常勤職員が確保できない、少ない利用者に対して平日フルタイムで窓口（閲覧室）を開くのが厳しい、寄贈・寄託資料について1年以内の目録公開が難しい、写しの交付について多様なメニューへの対応や低廉な手数料設定が難しい、といったもの。

- ・平成26年度に既存指定施設へのフォローアップ（5法人）や、指定を希望する法人との意見交換（4法人）を実施し、積極的なケアに努めたが、その過程で、指定を希望する法人におけるこうした認識が、一部誤解に基づき、必ずしも懸念要因にはならないことがクリアになるケースが多く、サポートが重要であることが理解できたところ。

<国立公文書館等の指定を受けるための要件（いわゆる「ハードル」）が厳しいとの指摘に対する考え方>

温湿度管理が可能な施設・設備

- …湿度については十分な留意が必要であるが、施設の置かれた環境やスペックに応じて、書庫の温度が年間を通して緩やかに変動があることについては支障がないと考えている（人為的な管理を行っていない施設も指定を受けている）。

くん蒸施設

- …必置ではない（くん蒸施設がある方が稀である）

※くん蒸：主に害虫駆除や防カビ・殺菌の目的で、薬剤（ガス）を資料に浸透させる方法

消火設備

- …必ずしもガス式消火（イナージェンガス、二酸化炭素ガス）である必要性はない。水を使用した消火は避けたいが、薬剤式（保存に影響を与えない中性薬剤を利用したものが望ましい）でもやむを得ない。

窓口（閲覧室）の運営

- …必ずしも職員を窓口（閲覧室）に常駐させておく必要性はなく、窓口利用者にきちんと対応できる体制が整っていればよい。

寄贈・寄託文書の目録公開

- …一般的には、寄贈・寄託の契約行為を成立させる上で、点数等を確定した目録の作成や利用条件を設定しておくことが適切であると考

えられる。契約の発効をもって受入れの起点とすれば、そこから原則1年以内の排架と目録公開について困難があるとは考えられない。

手数料の設定

…ガイドラインではマイクロフィルムなど多様なメニューが例示されているが、その選択は施設側が可能なものでよい。また、手数料はあくまでも実費を請求するものであり、写しの作成作業を外注することが必要である場合は、その費用を転嫁することについては支障がない。

- ・平成27年度から新たに国立公文書館等としての指定を受けた法人側の担当者によれば、ガイドラインが指定の要件として、何を、どの程度まで求めているのかについて、記述や説明が不十分なのではないかとの意見があったところ。

ii) 施設面での課題

- ・これまでに指定を行った施設のスペック及び体制（指定時）は下表のとおり。近年の傾向としては、より小規模な施設・体制でも指定を受けられる素地が固まりつつあることがうかがえる。

	書架延長	所蔵 ファイル	専属 職員	指定	設置	備考
東北大学	900m	5,000	6名	H23	H12	併
名古屋大学	490m	24,586	7名		S60	併 (H25)
京都大学	13,340m	29,663	9名		H12	
神戸大学	564m	18,531	9名		H22	併
広島大学	2,056m	14,227	4名		H16	併
九州大学	950m	6,200	4名		H17	
大阪大学	1,600m	—	5名	H25	H24	併
東京大学	324m	16,200	7名	H27	S62	併・2施設体制
東京工業大学	340m	—	3名		H25	
【参考】指定に向けた準備を進めている法人						
東京外国語 大学	(309m)	25,000	3名		H24	現在は事前予約制

(※1) 大阪大学及び東京工業大学は指定時に特定歴史公文書等となる資料を保有していない。

(※2) 「併」は同一施設の他の部門が歴史資料等保有施設としての指定を併せて受けているもの。

- ・ 指定に向けた準備を進める上で、最も障害となっているのは、保存及び利用のためのスペースの確保である（平成 25 年度のアンケート調査では、国立大学法人等のうち、準備を進めている 8 法人中 6 法人、検討を行っていないとした 68 法人中 39 法人が、場所や施設の確保がネックになっていると回答しており、このような傾向は平成 26 年度の調査においても確認できる）。

特に書庫については、一部の既存施設においても満架が近づきながら、新たな場所を確保することが難しい状況にある（数値は平成 25 年度末現在）。

	総書架延長	排架済（率）	備考
東北大学	510m	730m（143%）	耐震工事により仮移転中
名古屋大学	788m	622m（79%）	H25 年度に書庫を増設
京都大学	13,205m	1,235m（9%）	
神戸大学	572m	459m（80%）	
広島大学	2,063m	932m（45%）	
九州大学	1,131m	1,028m（91%）	H30 年度に移転の予定あり。
大阪大学	1,600m	7m（0.4%）	H25 年度より受入開始

(※) 排架済の延長には、目録記載後に排架予定の文書の量を加算した。

地方公共団体の文書管理の現状

平成27年2月に1,788の地方公共団体を対象に公文書の管理状況について調査（平成26年度「公文書管理の在り方に関する調査」（一般社団法人 行政管理研究センター））を実施（914団体より回答）。

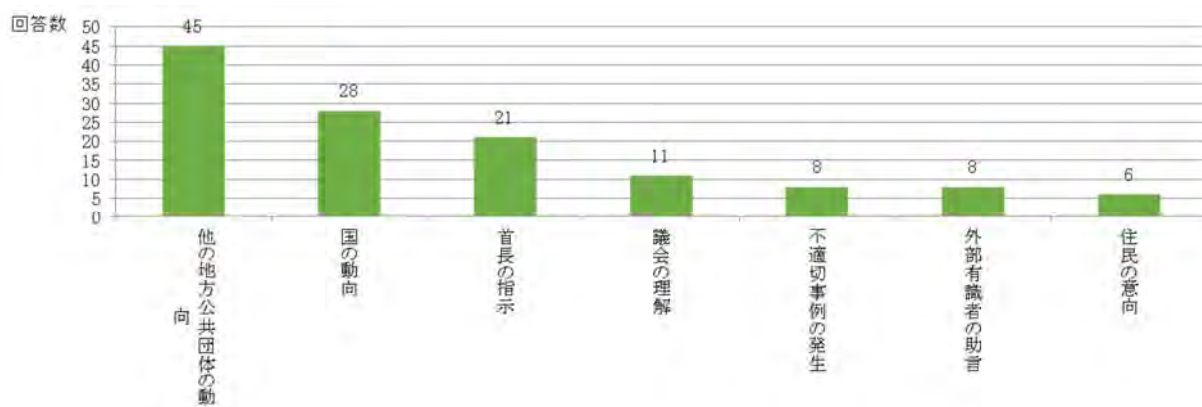
①公文書管理の条例化について

・アンケート調査に回答した914団体中、公文書管理の条例化を行っている団体は88団体、条例化に向けて具体的に検討している団体は16団体、具体的には検討していない団体は783団体（無回答27）。

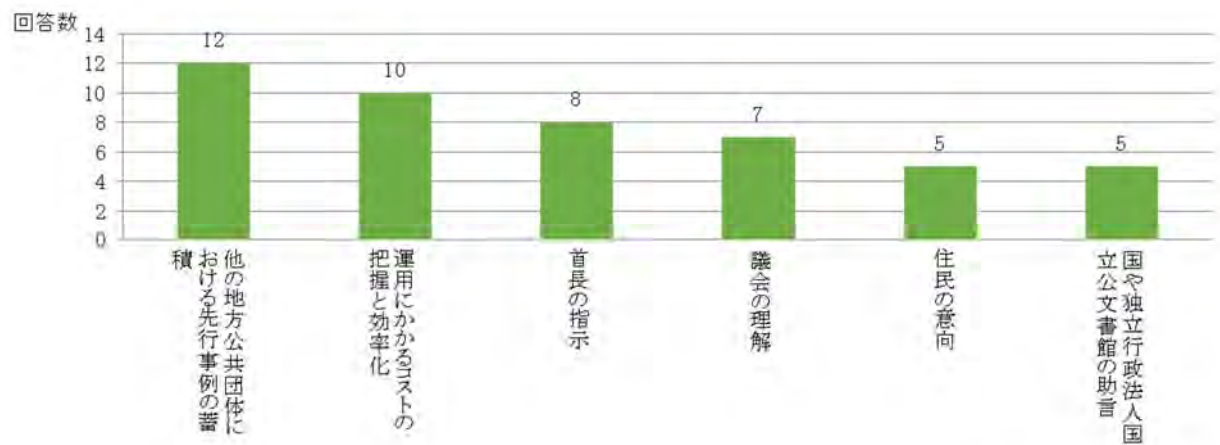
都道府県：鳥取県、島根県、香川県、熊本県の4団体

市町村：北海道ニセコ町、愛知県名古屋市、大阪府大阪市等の84団体

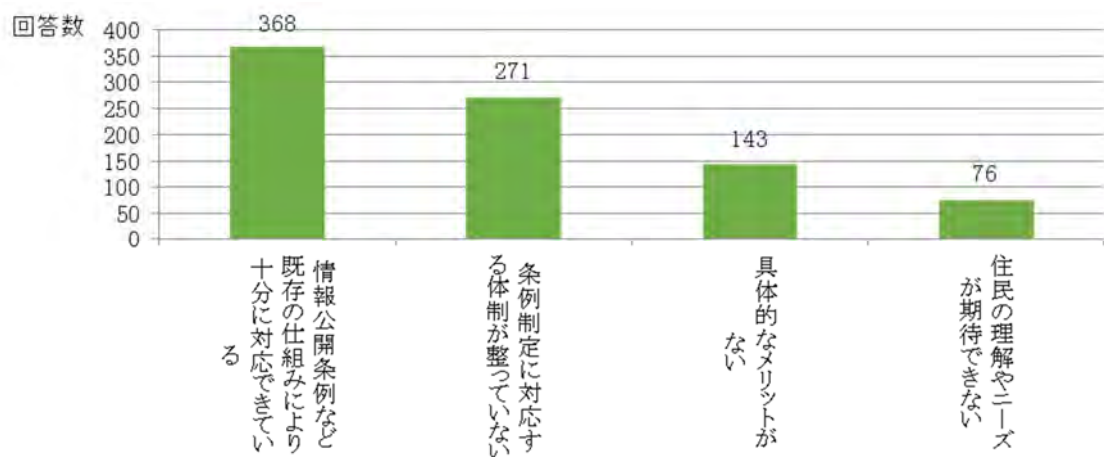
・条例化している団体（88団体）に条例化を実現するために重要であった要素について聞いたところ、i）他の地方公共団体の動向、ii）国の動向、iii）首長の指示という回答が順に多かった（複数回答可）。



・制定に向けて検討していると回答した団体（16団体）に条例化を推進するために必要な要件について聞いたところ、i）他の地方公共団体における先行事例の蓄積、ii）運用にかかるコストの把握と効率化、iii）首長の指示という回答が順に多かった。（複数回答可）



・具体的には検討していないと回答した団体（783 団体）に条例化を具体的に検討していない理由について聞いたところ、i）情報公開条例などの既存の仕組みで対応可能、ii）条例制定に対する体制が未整備、iii）具体的なメリットがないという回答が順に多かった。（複数回答可）



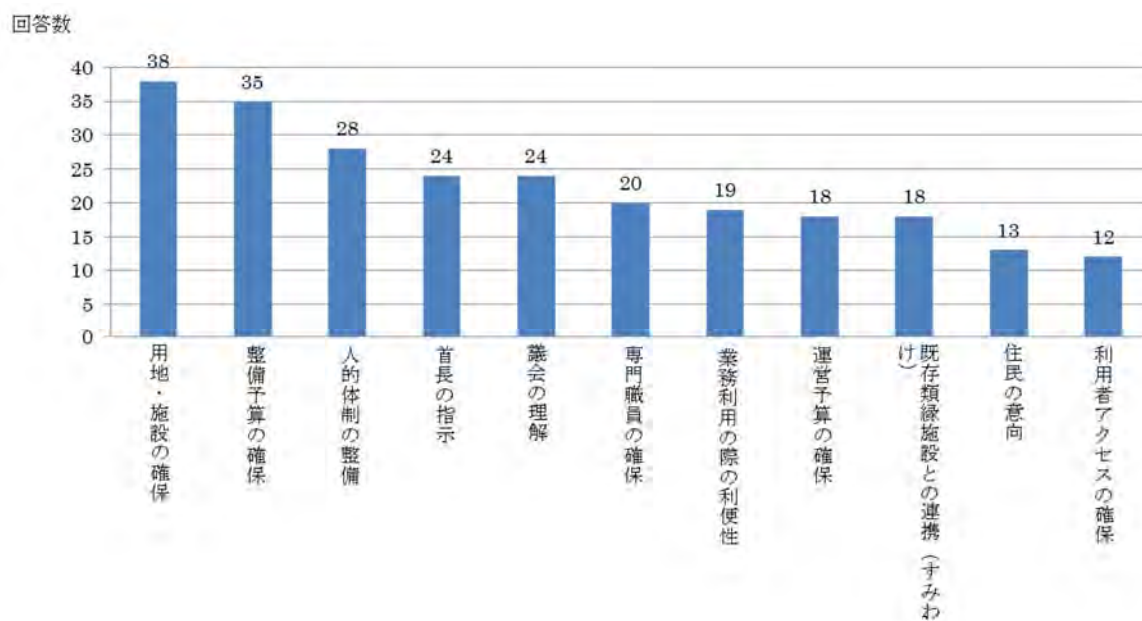
②公文書館の設置について

・回答した 914 団体中、公文書館等を設置している団体は 80 団体、設置に向けて具体的に検討している団体は 14 団体、具体的には検討していない団体は 774 団体（無回答 46）。

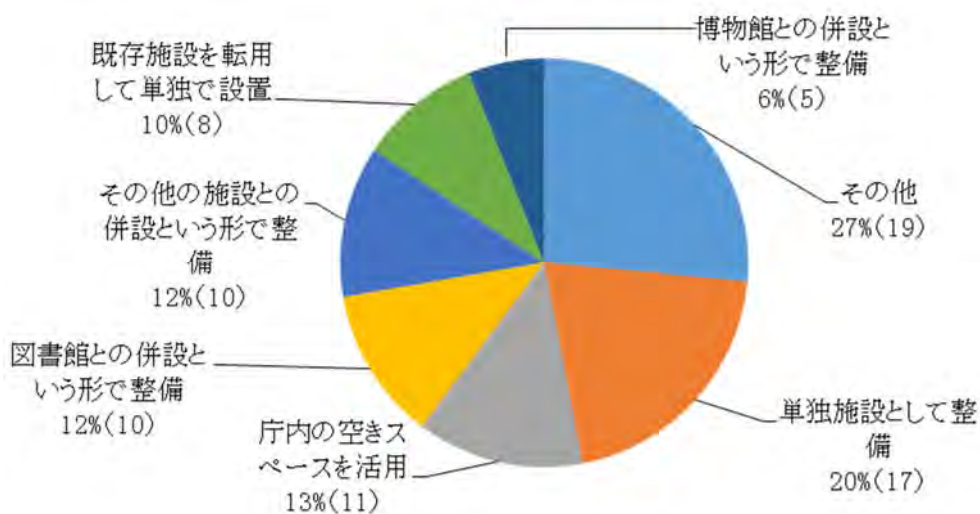
都道府県＝神奈川、福岡県、鳥取県等の 28 団体

市区町村＝大阪府大阪市、熊本県天草市等の 52 団体

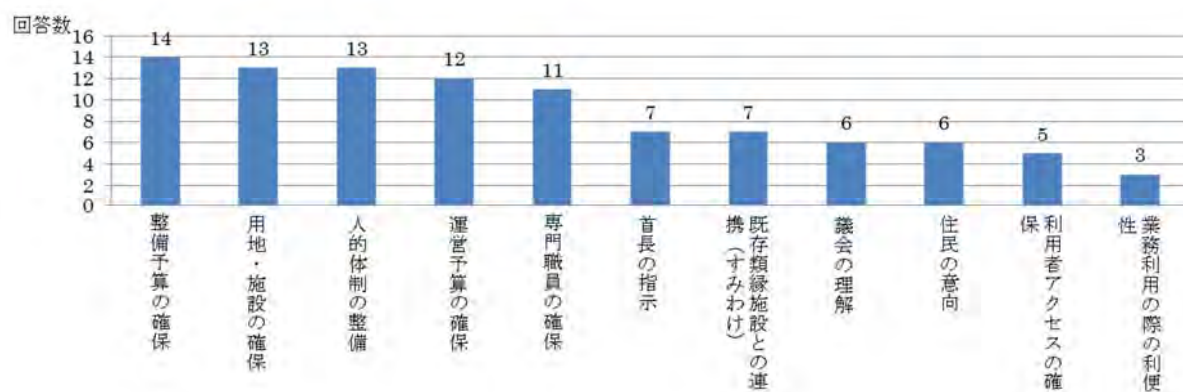
・公文書館等を設置している団体（80 団体）に公文書館等の施設を整備及び確保するに当たって重要となった条件について聞いたところ、i) 用地・施設の確保、ii) 整備予算の確保、iii) 人的体制の整備という回答が順に多かった（複数回答可）。



・公文書館等を設置している団体（80 団体）に公文書館等の施設をどのようにして整備及び確保したのかについて聞いたところ、i) 単独施設として整備、ii) 庁内の空きスペースを活用、iii) 図書館との併設という形で整備、その他の施設との併設という形で整備という回答が順に多かった。



・公文書館等の設置に向けて具体的に検討していると回答した団体（14 団体）に公文書館等の設置のために必要な条件について聞いたところ、i）整備予算の確保、ii）用地・施設の確保、人的体制の確保、iii）運用予算の確保という回答が順に多かった。（複数回答可）



・公文書館等の設置に向けて具体的に検討していないと回答した団体（774 団体）に公文書等の設置の具体的な検討が進まない理由について聞いたところ、i）情報公開制度により十分に対応できている、ii）具体的なメリットがない、iii）住民の理解やニーズが期待できないという回答が順に多かった。（複数回答可）

